

令和5年度（2023年度）第1回横須賀市行政手続審議会議事録

日 時 令和6年2月9日（金）10:00～11:00
場 所 横須賀市役所本庁舎3号館301会議室（3階）
出席委員 出口委員長、小倉委員、糠塚委員、平野委員、剣持委員
事務局 総務課 中村課長、中島課長補佐、尾関係長、浦島
傍聴者 なし

1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長、委員及び事務局が各々映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

2 議 題

（1）令和4年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について

横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第14条の規定に基づき、令和4年度の実施状況の報告を行った。（資料1）

（報告者：総務課事務管理係）

＜説明要旨＞

令和4年度のパブリック・コメント手続（以下「パブコメ」という。）の実施件数は合計14件であった。対象別内訳は、条例の制定又は改正が6件（「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例制定」、「横須賀市情報公開条例改正」など）、規則の改正が2件（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則」及び「許認可等の標準処理期間に関する規則」）、計画の策定又は改定が6件（「横須賀港港湾計画改訂」、「横須賀市耐震改修促進計画改定」など）、市の基本方針等の策定又は改定は0件であった。

また、意見の提出状況については、全14件のうち、10件が意見の提出がなかった。意見の提出があった案件は4件であった。

意見の提出があった4件の内訳を見ると、意見提出件数が1～10件の案件は3件あり、「横須賀市耐震改修促進計画の改定について」、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」などであった。

意見提出件数が11～20件の案件は0件であった。

意見提出件数が21～50件の案件は1件あり、「横須賀港港湾計画改訂について」であった。

意見提出件数が51件～100件の案件及び意見提出件数が100件を超える案件は0件であった。

意見の提出を受けて原案を修正した案件は、3件あった。案件は「横須賀港港湾計画改訂について」、「横須賀市耐震改修促進計画の改定について」、「横須賀市立地適正化計画の改定について」であった。主な修正内容は、記載内容を分かりやすくするための変更であるが、「横須賀港港湾計画改訂について」については、パブコメでの御意見をもとに、周辺環境への影響を考慮した計画への見直しを行うこととなったため、令和5年度に再度パブコメを実施している。

また、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第5条第1項の規定に基づく適用除外に該当してパブコメを実施しなかった案件で、同項第1号の「迅速若しくは緊急を要するもの」に該当するものが2件（「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「認定こども園の要件を定める条例」）、同項第2号の「国又は他の自治体の政策等と同一の政策等を定める必要があるもの」に該当するものが1件（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」）、同項第5号の「条例の改正のうち、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第4条第1号に掲げる内容に含まないもの」に該当するものが4件（「リサイクルプラザ条例（使用時間の変更）」、「都市公園条例（公園施設等許可を受けた者の広告等掲出の手続規定の追加）」、「都市公園条例（ドッグラン使用者の登録手続の変更）」、「コミュニティセンター条例（指定管理者制度導入施設の追加）」）であった。

< 質疑応答 >

（委 員） 資料1の「1 パブリック・コメント手続実施件数」に「対象別内訳」として案件比率の記載があるが、パブコメ実施件数に対する割合ではなく条例改正等の全案件に対するパブコメ実施比率としたほうが市民にとってわかりやすいのではないかと。また、「2 意見提出状況」の「意見提出件数」の単位が「件」となっており、パブコメ実施件数の単位と混同してわかりづらいため、単位を「通」などにはいかがか。

（事務局） 最初の質問は、パブコメ対象外の条例も含めた全件数に対するパブコメ実施件数の比率を記載する方が良いという御提案である

か。

(委員) そのとおりである。

(事務局) 併せて来年度以降の資料作成につき、検討したい。

(委員) 資料1の「4 パブリック・コメント手続を実施しなかった案件」の「1 迅速若しくは緊急を要するもの」に記載の2件は「2 国又は他の自治体の政策等と同一の政策等を定める必要があるもの」に分類されるもののように見受けられるが、詳細について教えてほしい。

(事務局) 「1 迅速若しくは緊急を要するもの」に記載の2件は、人員基準に関する改正についてのものである。従前から国は、通知等により、施設の人員基準について、人数を限定し、保育士の代わりに看護師を含めてよいという緩和した基準を示していたが、今回、その緩和した基準が、省令及び告示に国の基準として明記されることとなった。本市では、従前から、保育の質を担保するため、人員基準については保育士に限るものとして、基準を緩和しない旨、関係者に周知をしていた。そのような中、国から3月定例議会の直前のタイミングで緩和基準が公布され(令和5年2月3日)、令和5年4月1日から施行されることとなった。現行の条例の規定が、国の基準どおりとするという規定であり、改正を行わなければ緩和基準が適用となってしまうため、急遽改正を行ったというものである。

(委員) 1に記載の2件について、事後的な周知は行われたのか。

(事務局) 関係者には、従前から基準を緩和しない旨が十分に周知されていたとのことである。

(委員) 今回の2件については、図らずも「変更を行わない」という改正であったため、周知がされていたが、緊急を要しパブコメを実施しなかった場合、「緊急を要したためパブコメを実施しなかった」という報告を市民に対して事後的に行う仕組みが必要ではないか。「緊急に対応したため、市民の意見を問うことができなかった」ということを、説明すべきである。そのような仕組みが、条例の規定にない。

(事務局) 今後の制度運用において、検討したい。

(委員) 昨年度の審議会で、施設に指定管理者制度を導入することについては、パブコメが必要ではないかという意見があったが、基本

方針を定める際にパブコメを実施しているため、今回の指定管理施設の追加にあたり、改めてパブコメしなかったということについては承知した。しかしながら、リサイクルプラザの使用時間の変更は、市民にとっては大きな改正内容であるから、パブコメを実施すべきだったのではないか。

(事務局) 実施したほうが望ましい案件だったかもしれないが、所管部局としては、過去5年間の使用実績がなく、たとえ改正を行っても市民への実際の影響は小さいと判断した、と聞いている。

(委員) 所管部局の判断によって、パブコメを実施する必要がないと安易に判断されることになってしまうのではないか。また、使用時間の短縮について、手続瑕疵についての指摘を受けた場合には、その対応が難しく、かえって手間を増やす可能性がある。パブコメを実施した方が所管部局にとっても良いのではないか。

(事務局) 今後は、影響が小さいと思われる案件についても、例えば利用実績の検証が過去5年分で足りるのか、などの点や、手続の不備により所管部局の説明責任がより重くなる点なども併せて伝えたい。うえで、実施について検討するよう運用していきたい。

(委員) 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第4条第1号ア～ウへの該当性を判断する際、特にウの「市民等に義務を課し、又は条例（以下、略）」の「権利」は、法令上の権利だけでなく「法的な利益」を含むくらい緩く解釈すべきではないか。例えば、使用時間については、短縮されてしまえば利用者にとっては不利益が生じる可能性はある。そういった不利益も含めるくらいでよいのではないか。

(事務局) 今後に向けて検討したい。

(委員) 資料1はどこに向けての報告書であるか。市民一般に向けたものであれば、もう少し注釈が必要ではないか。

(事務局) 本審議会用である。

(委員) 承知した。

(2) 許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について

令和4年度における許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について報告を行った。(資料2)

(報告者：総務課情報公関係)

＜説明要旨＞

本市においては、行政手続法第6条及び行政手続条例第5条の規定に基づく標準処理期間について、法律等に別の定めがある場合を除き、許認可等の標準処理期間に関する規則（以下「本規則」という。）で定めることとしており、それらを本規則の別表にまとめている。

標準処理期間については、毎年10月1日時点の設定状況調査の結果に基づき、本規則の別表の改正を行っており、令和5年7月21日から8月18日までの期間で本規則等の改正について意見募集を行ったところ、意見の提出はなかった。

今回は、標準処理期間を変更する事務が1件（魚介類加工業〈魚介類を食品に加工するものに限る〉の許可）、標準処理期間を削除する事務が2件（新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行、魚介類行商の営業区域等の変更の承認）としてパブコメを実施したが、標準処理期間を削除する事務が規則に規定されていないことがパブコメ終了後に判明した。本件については、昨年度の審議会資料を基にパブコメ資料を作成してしまい、規則との照合を失念したことから生じたものである。今後はこのようなことがないように、細心の注意を払い事務執行する。

＜質疑応答＞

（委員） 標準処理期間には休日は含まれているか。また、標準処理期間がわかるような資料は公にされているのか。

（事務局） 許認可等の標準処理期間に関する規則第2条第3項第1号の規定により、休日の日数は算入しないものとなっている。また、標準処理期間を含む審査基準等は市政情報コーナーにおいて市民の閲覧に供している。

（3）審査基準等の設定状況等について

令和4年度における審査基準等の設定状況等の報告を行った。（資料3）

(報告者：総務課情報公関係)

＜説明要旨＞

令和4年10月1日現在の本市における審査基準等の設定率は、審査基準70%、

標準処理期間が78%、処分基準が26%であった。

<質疑応答>

- (委員) 資料3別紙の4ページに指導監査課の許認可事務が「変更された主な標準処理期間」の事務として記載されている。変更前と変更後とを比較すると期間が半分以下になっているがどのような理由か。
- (事務局) 変更前の標準処理期間には、介護保険運営協議会による審議を含めていた。実務上、介護保険運営協議会へは指定及び指定の更新後に報告をしており、審議日数を標準処理期間に含める必要がないと判断しその期間を除いた日数に変更するものである。
- (委員) 資料3別紙1ページに教育委員会学校教育部学校食育課の「給食費の減額」の事務が記載されているが、もともと審査基準がなかったのか。
- (事務局) もともと旧規則による審査基準が存在していたが、規則の改正に伴い、新たな規則による審査基準として記載したものである。

3 その他

議事録について、委員から記名式又は半記名式（委員A等）とした方が、議論の経過がわかりやすいのではないかと、との提案があり、このことについて、各委員から以下のとおり意見があった。

- (委員) 確かに国などでは記名式で議事録を作成している審議会等もある。また、半記名式としても、発言の趣旨、議題の着眼点などによって自ずとどの委員による発言なのか特定できてしまうことがある。本審議会においては、委員が、忌憚のない発言ができるよう議事録を無記名にした経緯がある。
- (委員) 議事録を記名式とすることで、発言が控えられてしまうよりは、無記名として忌憚ない意見をもらう実益をとったほうがよいと考える。
- (委員) 団体の代表として参加しているから、そういう議題に発言が偏ってしまうこともある。また、記名式となれば、団体の代表としてももう少し強く意見を出すべきだ、などという指摘を受ける懸念もある。活発な議論のためにも無記名式がよいと考える。
- (委員) 会議実施に当たり傍聴者を受け入れており、また、会議後には

議事要旨を公開しているため、審議会の透明性は十分確保されている。議事録はこのまま無記名式でよいと考える。
これらの意見から、今後も議事録は無記名式で作成することとなった。

4 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時00分に会議の閉会を宣した。